

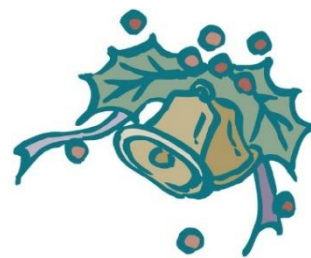
石渡社会保険労務士事務所便り



連絡先：〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話：090-3805-5701 F A X：03-5460-7421

<https://www.ishiwatasroffice.com/>



職場における AI 技術の活用による影響 日本は特殊？

独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った「職場におけるAI技術の活用と従業員への影響」という調査があります。

この調査では、AI技術の活用が、従業員のタスク、スキル、雇用、賃金、労使関係のあり方などにもたらしている影響を、日本とOECD加盟国との比較で指摘しており、これからの労務管理を考えるうえで参考になります。

◆日本の特殊性

AI技術が従業員に対してもたらす影響は、調査対象の多くの国で共通する部分もありますが、日本と他国との差異も指摘されています。

AI技術が特定のタスクを完全もしくは部分的に自動化する場合、従業員に低スキルのタスクが配分されることにより、他国の事例ではスキルの低下がみられたが、日本の事例ではスキルの低下はみられなかったとのことです。

また、他国の事例では、従業員が担うタスクや必要とされるスキルの向上による賃金の増加、あるいはスキルが低下したことによって、一部の事例で賃金の低下が生じているが、日本の事例では賃金の増加・低下はみられないという差異もあったとのことです。

これらの差異には、日本のいわゆるメンバーシップ雇用が大きく影響しているようです。

◆AI技術の影響を抜きにしては語れない時代へ

いずれにしても、これからの社会ではAIに対応するためのスキルが重要であることには変わりはないようです。従業員に求められるスキルが変化すれば、業務の再編成も必要となってくるで

しょう。

これからの多様な働き方への対応と処遇の見直しを検討するうえでは、AI技術による影響を抜きにしては考えられない時代となっているようです。

【(独)労働政策研究・研修機構「職場におけるAI技術の活用と従業員への影響—OECDとの国際比較研究に基づく日本の位置づけ—」】

<https://www.jil.go.jp/institute/reports/2024/0228.html>

立ち作業の負担軽減対策

◆立ち作業による体への負担

工場のライン作業や、工事現場における交通誘導作業、スーパーの会計作業など様々な場面で見られる「立ち作業」は、業務に集中しやすい、とっさに動きやすいといったメリットがある一方で、長時間持続的に行われると足腰等への負担が大きくなり、作業効率も落ちるといったデメリットもあります。従業員の負担を軽減するために、事業者として何ができるか、見てみましょう。

◆労働安全衛生規則の規定

まず、労働安全衛生規則 615 条では、就業中にしばしば座ることのできる機会のあるときには椅子の備え付けを事業者が義務付けています。
「(立業のためのいす)第 615 条 事業者は、持続的立業に従事する労働者が就業中しばしばすわることのできる機会のあるときは、当該労働者が利用することのできるいすを備えなければならない。」

必ずしも座って作業をすることを求めているものではありませんが、立ち作業にともなう従業員の足腰の負担を軽減するためには、作業時間の短縮やこまめな休憩の取得等を行うことや、作

業中に座ることができるイスを設置するなどの対策が考えられます。

◆企業の取組事例

厚生労働省のホームページに、小売業、警備業、その他事業と産業ごとに各企業での「立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介」がされています。

【事例1】スーパーマーケットのレジ作業

軽く腰を掛けられるイスを設置し、接客の合間などに座っての待機を可能にした。

レジの足元にクッション性のあるマットを設置。レジ以外には、可動式の陳列棚の導入により、品出しの作業効率を上げるとともに、中腰姿勢の時間を削減。

【事例2】警備業

座ることで、疲労・ストレスの軽減、心拍数・血圧などの上昇の抑制、身体的な負担が軽減されるなどの研究結果をもとに、座哨しての警備を実践。座哨警備を行う際には、事前に現場の責任者と話し合い、作業場所と警備の位置関係や交通量を確認、安全第一で実施。

その他、高さのないパンプスやスニーカーでの勤務を可能にすることで、立ち作業における足腰の負担軽減対策をしている例もあるようです。いずれの事例でも費用の目安は数万円でした。

【厚生労働省「立ち作業の負担軽減対策の取組事例紹介」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43968.html

新法施行前のフリーランス取引状況 ～公正取引委員会・厚生労働省の 実態調査結果より

フリーランスとして働く人々が安心して働ける環境を整備する目的で、11月1日に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、フリーランス法）が施行されました。これを踏まえ、公正取引委員会と厚生労働省は共同で、新法施行前のフリーランス取引の実態を把握するために、様々な業界のフリーランス労働者と委託

者を対象に、取引条件や契約内容、報酬の支払い状況などの実態調査を行いました。

◆調査結果の概要

○フリーランス法の認知度

新法の内容をよく知らないと回答した委託者は54.5%、フリーランスは76.3%と、双方ともに認知度が低い結果が出ています。業種でみると、いずれも、建設業と医療、福祉での認知度の低さが目立ちます。

○取引条件の明示

取引条件を明示しなかったことがある割合として、委託者は17.4%、フリーランスは44.6%と回答しており、いずれも建設業において多くみられます。

○買ったたき

報酬の額について十分な協議がなされていない割合として、委託者22.2%、フリーランス67.1%と大きく差がついており、フリーランスの不満の声が多く寄せられています。

○募集情報の表示

業務委託の募集広告内容と実際の業務内容に違いがあったとする割合は、委託者で2.6%、フリーランス53.1%と差が大きく、特に生活関連サービス業や娯楽業でフリーランスにとって掲載内容の誤りや誤解を生じさせる表示であったとの意見が多くありました。

○育児介護と業務の両立配慮

妊娠・出産・育児・介護の事情に関して、業務との両立のため、委託者に配慮を求めたいフリーランスは70.7%に上ります。それに対し、応じていないと回答した委託者は0%で、フリーランスは6.8%が対応してもらえなかったと回答しています。

○ハラスメント対策の整備

フリーランスへのハラスメント対策が整備・社内通知されていない委託者は51%と、体制整備の遅れが目立ちます。

以上、法施行前のフリーランスの労働環境は、生活が不安定になるリスクが多く、不満が募る状態となっていたことがわかります。新法の施行により、これらの問題が改善されることが期待されます。

【公正取引委員会・厚生労働省「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance2.pdf

改正育児・介護休業法Q & Aが公表されました

厚生労働省が「令和6年改正育児・介護休業法に関するQ & A（令和6年 11 月1日時点）」を公表しました。①全体、②子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、③育児休業等の取得状況の公表義務の拡大、④介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の4項目について、計 62 の問を収録しています。

◆具体的な措置の検討に役立つ

なかでも、多くの方が悩んでいると考えられる「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」については、適切な対応をするための助けとなる回答が多く示されています。例えば、『Q2-7:…既に事業主が独自に当該措置で2つ以上の制度を導入している場合には、特段、新たな対応は求められないという理解でよいですか』という問には、既に社内を導入している制度がある場合に当該制度を「柔軟な働き方を実現するための措置」として選択して講ずることは可能としつつ、職場のニーズを把握するため、過半数労働組合等から意見を聴取する必要があると回答しています。

また、『Q2-8②:「始業時刻等の変更」のうち、「始業終業時刻の変更」については、最低何時間以上可能にする必要があるなど、決まりはありますか』という問には、一律の制限はありませんが、保育所等への送迎の便宜等を考慮して通常の始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度である必要があるとしています。

ほかにも、養育両立支援休暇について（Q2-12）や、企業が費用負担する福利厚生サービスのカフェテリアプランによるベビーシッター利用補

助が措置として認められるか（Q2-17）など、様々な問への回答が示されています。

【厚生労働省「令和6年改正育児・介護休業法に関するQ & A（令和6年 11 月1日時点）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001325224.pdf>

当事務所よりひと言

先日横須賀シーサイドマラソンのハーフマラソンの部に参加しました。目標タイムは2時間を切ることに設定しました。中間点では2時間を切るペースで走っていましたが13～16キロ地点の観音崎でのアップダウンでペースを落とし最終的には2時間4分56秒でゴール。目標は達成できませんでしたが次回への課題が見つかりました。次のレースは12月8日 袋井クラウンメロンマラソン（フルマラソン）に参戦予定です。



大会開催日	2024年11月17日
大会名	第49回よこすかシーサイドマラソン
氏名・チーム	石渡 和巳
所属	
ナンバーカード	1036
出場種目	ハーフ男子40歳以上
走行距離	21.0975km
周回数	
タイム(グロス)	02:04:56
タイム(ネット)	02:04:36